

退職者・現職職員のための

小千谷市職員の退職管理

平成28年4月

小千谷市総務課

目次

1 はじめに	2
2 働きかけ規制	3
(1) 対象者	3
(2) 規制内容	4
① 基本パターン（すべての再就職者）	4
② 「管理職」・「市立小学校、中学校及び特別支援学校の校長及び教頭の職」の経験者の場合	5
③ 在職中に最終決裁権者となった再就職先と市との間の契約等事務がある場合.....	6
3 再就職者による働きかけの例	7
(1) 再就職先企業との契約を有利にするよう要求、依頼すること.....	7
(2) 公になっていない情報を提供するよう要求、依頼すること	7
(3) 再就職先企業の処分を甘くするよう要求、依頼すること	7
(4) 再就職先企業の許認可を認めるよう要求、依頼すること	7
4 働きかけに該当しない場合	8
5 罰則について	9
6 届出について	10
(1) 再就職者用	10
① 現職職員の裁量の余地が少ない職務に関するものについて依頼等を行う場合の届出	10
② 再就職した場合の届出	13
(2) 現職職員用	15
① 再就職者から働きかけを受けた場合の届出	15
【条例・規則】	16

※ 本手引き及び各種様式は、小千谷市ホームページにも掲載しています。

1 はじめに

地方公務員法、小千谷市職員の退職管理に関する条例及び同規則に基づき、平成28年4月から職員の退職管理を実施します。

現職職員は、規制の内容や働きかけを受けた場合の取るべき行動を確認し、全体の奉仕者たる公務員として公正かつ公平な職務の執行に努めてください。

また、既に市役所を退職された皆さんは、市政全般における市民の信頼を確保するためにも、制度の趣旨を十分に理解し、本取組への協力をお願いします。

退職管理制度のポイント

○再就職者から現役職員への「働きかけ」の禁止

・再就職者は、現役の職員に対して、職務上の行為をするように（又はしないように）、要求又は依頼を行ってははいけません。

○再就職者による再就職状況の届出の義務化

・一定の職に就いていた再就職者は、再就職先の名称や就任した役職などについて、離職したときの任命権者に届け出る義務があります。

○違反者に対する罰則

・法や条例に反して働きかけを行ったり、再就職状況の届出をしなかった再就職者は、罰則（刑事罰や過料）が適用されます。

2 働きかけ規制

(1) 対象者

離職後(※1)に営利企業等(※2)の地位に就いている一般職の元職員(※3)(以下「再就職者」という。)

◎ 解説

※1「離職後」

- ・常勤一般職でなくなった時点から規制の対象となります。
- ・常勤一般職が引き続いて再任用された場合、再任用期間終了し、常勤一般職でなくなった時点から規制の対象となります。

※2「営利企業等」

- ・営利企業のほか、国、国際機関、地方公共団体、特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人を除いた営利企業以外の法人が対象となります。
- ・地縁団体、自営業及び農業を営む場合を含みます。(対象例：町内会の役員、農家組合の役員等)
- ・報酬を得ない場合や常勤・非常勤・日々雇用等すべての雇用形態が対象となります。

◎再就職者の現職職員に対する影響力は、再就職者の属する企業・法人が営利企業であるか、公益法人であるか、その他の法人であるかにより左右されるものではないことから、働きかけ規制の対象を広く捉えることとします。

※3「一般職の元職員」

- ・常勤一般職のほか、市立小学校、中学校及び特別支援学校の県費負担教職員を含みます。
- ・非常勤一般職、臨時職員及び条件付採用期間中の職員は対象外となります。

(2) 規制内容

① 基本パターン（すべての再就職者）

○再就職者は、離職5年間に在職していた執行機関（※4）の職員に対し、再就職先又はその子法人（※5）と市との間の契約等事務（※6）であって、離職前5年間の職務に属する行為をするように、又はしないように働きかけること（※7）が離職後2年間禁止されます。

再就職者の離職前に就いていた地位や職務内容により、規制範囲が変わります。

○現職職員は、再就職者から働きかけを受けた場合、新潟県市町村総合事務組合公平委員会にその旨を届け出なければなりません。（P. 15参照）

○働きかけ規制に違反した再就職者及び現職職員は、過料又刑罰が科せられます。

◎ 解説

※4「執行機関」…在職時の地位や職務に応じた課・学校等

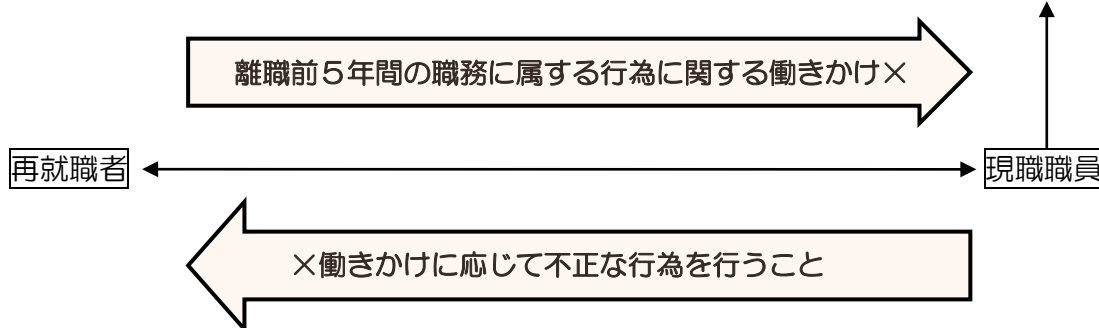
※5「子法人」…営利企業等が株主等の議決権の過半数を超える議決権を保有する法人

※6「契約等事務」…市と再就職先との間で締結される契約や市から再就職先に対して行われる処分（許認可等）に関する事務（補助金の交付を含む）

※7「働きかけること」…契約等事務に関して、作為又は不作為を求める行為だけでなく、公開されていない事項に関する質問（情報提供の要求）も規制の対象（P. 7参照）

【規制の全体イメージ】

働きかけを受けた旨の新潟県市町村総合事務組合公平委員会への届出（義務）



（例）

- 再就職先企業との契約を有利にするよう要求、依頼すること
- 公になっていない情報を提供するよう要求、依頼すること
- 再就職先企業の処分を甘くするよう要求、依頼すること
- 再就職先企業の許認可を認めるよう要求、依頼すること

【規制対象となる職務と規制期間のイメージ】

		← 離職前		[離職日]	離職後 →	
...	C 課	B 課 (2年間)	A 課 (3年間)	離職後 2年間		
		規制の対象となる職務 (離職前 5年間)			働きかけ規制	

② 「管理職」・「市立小学校、中学校及び特別支援学校の校長及び教頭の職」の経験者の場合

○上記①に加え、「管理職（※8）」及び「市立小学校、中学校及び特別支援学校の校長及び教頭の職」にあった再就職者は、再就職先又はその子法人と市との間の契約等事務であって、離職前5年より前に当該職に就いていた時の職務に関しても、在職していた執行機関の職員に働きかけることが離職後2年間禁止されます。

○「管理職」及び「市立小学校、中学校及び特別支援学校の校長及び教頭の職」にあった再就職者は、離職後2年間、再就職先情報を届け出なければなりません。（P. 13参照）

【規制対象となる職務と規制期間のイメージ】

●管理職（市立小・中学校及び特別支援学校の場合は校長及び教頭）

← 離職前							離職日	離職後 →						
...	H課 副参事 (2年間)	G課 課長補佐 (2年間)	F課 課長補佐 (2年間)	E課課長 (3年間)	D課課長 (3年間)	離職後 2年間	規制の対象となる職務 （離職前5年間+ 管理職に就いていた期間）						働きかけ 規制	

◎ 解説

※8「管理職」（地方公務員法第38条の2、規則第13条）

以下の職が対象となります。

○小千谷市職員の給与の支給に関する規則別表第1行政職給料表適用者区分欄に掲げる第1種から第4種までの項に規定する職

○小千谷市職員の給与の支給に関する規則別表第1公安職給料表適用者区分欄に掲げる第1種から第4種までの項に規定する職

③ 在職中に最終決裁権者となった再就職先と市との間の契約等事務がある場合

○上記①及び②に加え、再就職者が、在職中に自らが最終決裁権者となった再就職先又はその子法人と市との間の契約等事務（働きかけ時点で有効なものに限る）に関しても、在職していた執行機関の職員に働きかけることが、期限を定めず禁止されます。

3 再就職者による働きかけの例

働きかけ規制は、離職後も現職職員に対して在職時の職務に関連して、影響力を有する再就職者が、その影響力を行使することにより、職務の公正な執行及び公務に対する市民の信頼を損なうおそれがあるため実施するものです。

再就職者及び現職職員は、働きかけ規制の趣旨を十分に理解し、以下に例示する行為のほか、市民に疑いをもたれるような行為は厳に慎んでください。

(1) 再就職先企業との契約を有利にするよう要求、依頼すること

- ・在職時に物品の購入を担当していた職員が、離職後に事務用品販売店に再就職し、現職職員に対し、再就職先が有利となるように仕様書の作成を要求、依頼すること。

(2) 公になっていない情報を提供するよう要求、依頼すること

- ・在職時にA事業補助金の交付事務を担当していた職員が、離職後に町内会長に就任し、現職職員に対し、A事業補助金の公表されていない詳細な審査基準の提供を要求、依頼すること。

(3) 再就職先企業の処分を甘くするよう要求、依頼すること

- ・在職時に契約事務を担当していた職員が、離職後に土木工事会社に再就職し、再就職先の契約不履行に伴う指名停止処分について、現職職員に見逃すよう要求、依頼すること。

(4) 再就職先企業の許認可を認めるよう要求、依頼すること

- ・在職時に開発許可を担当していた職員が、離職後に建設会社に再就職し、開発許可申請に必要な書類が整っていないのにも関わらず、現職職員に許可を要求、依頼すること。

4 働きかけに該当しない場合

次の場合は働きかけに該当しません。

該当するか否かについて、疑義がある場合は、事前に総務課に照会してください。

(1) 行政庁からの指定、登録、委託等を受けて行う試験、検査、検定等を行う法人に再就職した職員が、当該事務を遂行するために必要な場合

(2) 市の事務や事業と密接な関連がある業務を行う法人（地方独立行政法人及び社会福祉法人小千谷市社会福祉協議会）に再就職した職員が、当該事務を遂行するために必要な場合

(3) 法令や契約に基づく権利を行使する、又は義務を履行する場合

(4) 法令に基づく申請及び届出を行う場合

(5) 一般競争入札等における、売買、賃借、請負等の契約を締結するために必要な場合

(6) 法令又は慣行により公開されている情報の提供を求める場合

(7) 電気、ガス、水道及び日本放送協会による放送に関する契約等、役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものについて、任命権者に「再就職者による依頼等の承認申請書」（様式第1号）を提出し、承認を得て行う場合（P. 10参照）

5 罰則について

再就職者及び現職職員が働きかけ規制等に違反した場合、地方公務員法の規定に基づき過料又は刑罰が科せられます。

規制の内容を確認し、適切な行動を取るようお願いします。

【地方公務員法に規定されている過料及び刑罰】

区分	規制違反の内容	過料又は刑罰
再就職者による働きかけ	<u>再就職者</u> が現職職員に対して、働きかけをした場合 ※不正な行為をするよう働きかけた場合を除く。	10万円以下の過料
	<u>再就職者</u> が現職職員に対して、不正な行為をするように働きかけた場合	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	<u>現職職員</u> が再就職者の働きかけに応じて不正な行為を行った場合	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金
	<u>現職職員</u> が再就職者から働きかけを受けた事実を新潟市町村総合事務組合公平委員会へ届け出なかった場合	懲戒処分の対象となり得る
再就職 あっせん	<u>現職職員</u> が不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して他の職員又は元職員を当該営利企業等の地位に就かせることを要求・依頼した場合	3年以下の懲役
求職活動	<u>現職職員</u> が不正な行為をすること等の見返りとして、営利企業等に対して自身が当該営利企業等の地位に就くことを要求し、又は約束した場合	3年以下の懲役

6 届出について

退職管理の適性を確保するため、再就職者及び現職職員に対して、再就職先情報や働きかけを受けた場合の届出等が義務付けられています。

対象者は、本手引きに従い確実に届出を行ってください。

(1) 再就職者用

① 現職職員の裁量の余地が少ない職務に関するものについて依頼等を行う場合の届出

○対象者

- ・電気、ガス、水道及び日本放送協会による放送に関する契約や特殊な業務のため随意契約を締結する場合など、現職職員の裁量の余地が少ない職務に関するものについて、現職職員に 依頼等を行う再就職者

○届出書類

- ・再就職者による依頼等の承認申請書（様式第1号）
- ・記入例は次のページを参照してください。

○届出時期及び届出先

- ・依頼等を行う、10日以上前に総務課（県費負担教職員にあっては、教育委員会 学校教育課）へ上記の届出書類を提出してください。

○内容変更

- ・内容に変更が生じた場合は、その都度提出してください。

＜記入例 表面＞

様式第1号（第12条関係）

再就職者による依頼等の承認申請書

年 月 日

任命権者 様

小千谷市職員の退職管理に関する条例（平成28年小千谷市条例第3号）第3条の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

この申請書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 申請者

（ふりがな）（ ○○○○ ○○○ ）		生年月日（年齢）	
氏 名	○○ ○○ 印	昭和○○年 ○月 ○日生（○○歳）	
勤務先（営利企業等）の名称 ○○電力㈱		勤務先における地位（役職等） 営業部長	
連絡先 TEL（090-1234-5678） FAX（0258-12-3456）			
勤務先（営利企業等）の業務内容 電気供給に係る新規契約及び契約変更に係る業務			

2 離職時及び離職前の状況

離職日	28年 3月 31日	離職時の職（所属・職名）	課長
離職前5年間（※）の在職状況等	所属・職名	在職期間	職務内容
	A課 課長	自 平成21年4月1日 至 平成24年3月31日	○○事業の実施及び所管施設の管理統轄
	B課 課長	自 平成24年4月1日 至 平成28年3月31日	△△事業の実施の統括
		自 年 月 日 至 年 月 日	
		自 年 月 日 至 年 月 日	
	自 年 月 日 至 年 月 日		

※申請者が地方公務員法第38条の2第4項又は第8項に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

② 再就職した場合の届出

○ 対象者

- ・「管理職」及び「市立小学校、中学校及び特別支援学校の校長及び教頭の職」にあった者で、離職後2年間に営利企業等の地位に就いた者

○ 届出が不要な場合（この場合も働きかけ規制の対象にはなりません。）

- ・営利企業以外の法人その他団体の地位に就いた場合で、報酬を得ない場合（自営業や農業を営む場合は届出が必要です。）
- ・営利企業以外の法人その他団体の地位に就いた場合で、採用日から起算して、1年間の報酬が103万円以下の場合
 - ・日々雇い入れられる者となった場合
 - ・小千谷市に採用された場合（雇用形態は問いません。）
 - ・任命権者の要請に応じて、地方公務員又は国家公務員となった場合

○ 届出書類

- ・再就職届出書（様式第2号）

○ 届出時期及び届出先

- ・再就職した後、1月以内に総務課（校長及び教頭にあつては、教育委員会学校教育課）へ上記の届出書類を提出してください。
 - ・複数の営利企業等の地位に就く場合は、複数枚提出してください。
 - ・役員等に就任する場合で、総会の承認等を要する場合は、その承認等があった日を再就職した日として取り扱うこととします。

○ 内容変更

- ・離職後2年間に届出内容に変更が生じた場合は、その都度提出してください。

<記入例>

様式第2号（第23条関係）

再就職届出書

年 月 日

任命権者 様

小千谷市職員の退職管理に関する条例（平成28年小千谷市条例第3号）第3条の規定に基づき、下記のとおり届出をします。

記

(ふりがな) (○○○ ○○) 氏 名 ○○ ○○ 印	生年月日 (年齢) ○○年 ○月 ○日生 (○○歳)
離職時の職 (所属・職名) ○○課 課長	
離職日 平成28年 3月 31日	
再就職日 平成28年 4月 1日	
再就職先の名称 株式会社 ○○建設	
再就職先の業務内容 公共事業の入札業務	
再就職先における地位 (役職等) 営業部長	

(2) 現職職員用

① 再就職者から働きかけを受けた場合の届出

○対象者

- ・再就職者から契約等事務について働きかけを受けた場合

○届出書類 再就職者から依頼等を受けた場合の届出（別記様式）

○届出時期及び届出先

- ・働きかけを受けたと思われる場合は、直ちに総務課に連絡してください。
- ・その後、新潟県市町村総合事務組合公平委員会へ上記の届出書類を提出してください。

<記入例>

別記様式（第2条関係）

再就職者から依頼等を受けた場合の届出

平成 年 月 日

新潟県市町村総合事務組合公平委員会委員長 様

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第38条の2第7項の規定に基づき、下記のとおり届出をします。この届出書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 届出者

(ふりがな) (○○○ ○○)	生年月日 (年齢)
氏名 ○○ ○○ 印	印・平○○年○月○○日生 (○○歳)
所属 ○○ 課	職 係長

2 要求又は依頼をした再就職者の氏名等

(ふりがな) (○○○ ○○)	要求又は依頼が行われた日時
氏名 ○○ ○○	平成○○年○月○○日○○時
再就職者が勤務する営利企業等の名称 株式会社 ○○○	営利企業等における再就職者の地位 (役職等) 営業部長
離職時の所属 ○○課	離職時の職 課長

3 要求又は依頼の内容

○○契約業務について有利にするよう要求があった。

【条例・規則】

○小千谷市職員の退職管理に関する条例

平成28年3月18日

条例第3号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項及び第38条の6第2項の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又は同条第8項の役職員に類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務（同条第1項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていたときの職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いている職員であった者（退職手当通算予定職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続き退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いている者及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除き、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者（小千谷市立の学校に勤務する県費負担教職員にあっては、小千谷市教育委員会）に規則で定める事項を届け出なければならない。

(委任)

第4条 この条例に定めるもののほか、職員の退職管理の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

○小千谷市職員の退職管理に関する規則

平成28年3月31日

規則第43号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2及び第60条第4号から第7号まで並びに小千谷市職員の退職管理に関する条例（平成28年小千谷市条例第3号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第2条 法第38条の2第1項の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者（同項に規定する再就職者をいう。以下同じ。）が離職前5年間に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員（同項に規定する役職員をいう。以下同じ。）が属する執行機関の組織等（同項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。以下同じ。）（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

(子法人)

第3条 法第38条の2第1項の国家公務員法（昭和22年法律第120号）第106条の2第1項に規定する子法人の例を基準として規則で定めるものは、一の営利企業等（法第38条の2第1項に規定する営利企業等をいう。以下同じ。）が株主等（株主若しくは社員又は発起人その他の法人の設立者をいう。）の議決権（株主総会において決議をすることができる事項の全部につき議決権を行使することができない株式についての議決権を除き、会社法（平成17年法律第86号）第879条第3項の規定により議決権を有するものとみなされる株式についての議決権を含む。以下同じ。）の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人をいい、一の営利企業等及びその子法人又は一の営利企業等の子法人が株主等の議決権の総数の100分の50を超える数の議決権を保有する法人は、当該営利企業等の子法人とみなす。

(退職手当通算法人)

第4条 法第38条の2第2項の規則で定める法人は、地方独立行政法人のほか、社会福祉法人小千谷市社会福祉協議会とする。

(退職手当通算予定職員)

第5条 法第38条の2第3項の特別の事情がない限り引き続いて選考による採用が予定されている者のうち規則で定めるものは、退職手当通算法人の役員又は退職手当通算法人に使用される者となるため退職する時に小千谷市職員の退職手当に関する条例(昭和51年小千谷市条例第2号)の規定による退職手当の支給を受けないこととされている者とする。

(内部組織の長に準ずる職)

第6条 法第38条の2第4項の地方自治法(昭和22年法律第67号)第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。

(1) 小千谷市職員の給与の支給に関する規則(昭和46年小千谷市規則第18号)別表第1行政職給料表適用者区分欄に掲げる第1種の項に規定する職

(2) 小千谷市職員の給与の支給に関する規則別表第1公安職給料表適用者区分欄に掲げる第1種の項に規定する職

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第7条 法第38条の2第4項の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職(以下この条において「内部組織の長等の職」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた内部組織の長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第8条 法第38条の2第5項の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職前に就いていた職が廃止された場合における当該再就職者が当該職に就いていた時に

担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等（当該再就職者が当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。）に属する役職員とする。

（地方公共団体等の事務又は事業と密接な関連を有する業務）

第9条 法第38条の2第6項第1号の地方公共団体又は国の事務又は事業と密接な関連を有する業務として規則で定めるものは、地方独立行政法人及び第4条各号に掲げる法人が行う業務とする。

（行政庁等への権利行使等に類する場合）

第10条 法第38条の2第6項第2号の規則で定める場合は、法令に違反する事実がある場合において、その是正のためにされるべき処分がされていないと思料するときに、当該処分をする権限を有する行政庁に対し、その旨を申し出て、当該処分をすることを求める場合とする。

（再就職者による依頼等により公務の公正性の確保に支障が生じないと認められる場合）

第11条 法第38条の2第6項第6号の規則で定める場合は、同号の要求又は依頼に係る職務上の行為が電気、ガス又は水道水の供給の給付及び日本放送協会による放送の役務の給付を受ける契約に関する職務その他役職員の裁量の余地が少ない職務に関するものである場合とする。

（再就職者による依頼等の承認の手続）

第12条 法第38条の2第6項第6号の承認（以下この条において「依頼等の承認」という。）を得ようとする再就職者は、再就職者による依頼等の承認申請書（様式第1号）により、次に掲げる事項を記載した申請書を任命権者に提出しなければならない。

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 離職時の職
- (4) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の名称
- (5) 再就職者が現にその地位に就いている営利企業等の業務内容
- (6) 離職前5年間（再就職者が法第38条の2第4項に規定する職（同条第8項の規定に基づく条例が定められているときは、同項の国家行政組織法(昭和23年法律第120号)第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として人事委員会規則で定めるものを含む。）に就いていた場合に

っては、当該職に就いていた期間を含む。)の在職状況及び職務内容

(7) 当該依頼等の承認の申請に係る職員の職又は特定地方独立行政法人の役員の職及びその職務内容

(8) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の対象となる契約等事務(法第38条の2第1項に規定する契約等事務をいう。)

(9) 当該依頼等の承認の申請に係る法第38条の2第6項第6号の要求又は依頼の内容

(10) その他参考となるべき事項

(部長又は課長に相当する職)

第13条 法第38条の2第8項の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものは、次の各号に掲げる職とする。

(1) 小千谷市職員の給与の支給に関する規則別表第1行政職給料表適用者区分欄に掲げる第2種から第4種までの項に規定する職

(2) 小千谷市職員の給与の支給に関する規則別表第1公安職給料表適用者区分欄に掲げる第2種から第4種までの項に規定する職

(3) 小学校、中学校及び特別支援学校の校長及び教頭の職

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者)

第14条 法第38条の2第8項の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職(以下この条において「部課長等の職」という。)に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等の役職員に類する者として規則で定めるものは、再就職者が離職した日の5年前の日より前に就いていた部課長等の職が廃止された場合における当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に担当していた職務を担当している役職員が属する執行機関の組織等(当該再就職者が当該部課長等の職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等を除く。)に属する役職員とする。

(離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第15条 法第60条第4号の離職前5年間に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第2

条に定めるものとする。

(内部組織の長に準ずる職)

第16条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長の職に準ずる職であって規則で定めるものは、第6条に定めるものとする。

(内部組織の長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第17条 法第60条第5号の地方自治法第158条第1項に規定する普通地方公共団体の長の直近下位の内部組織の長又は前条で定める職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第7条に定めるものとする。

(在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第18条 法第60条第6号の在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第8条に定めるものとする。

(部長又は課長に相当する職)

第19条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものは、第13条に定めるものとする。

(部課長等の職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者)

第20条 法第60条第7号の国家行政組織法第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職に就いていた時に在職していた地方公共団体の執行機関の組織等に属する役職員に類する者として規則で定めるものは、第14条に定めるものとする。

(管理又は監督の地位にある職員の職)

第21条 条例第3条の管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものは、次に掲げる職員が就いている職とする。

(1) 小千谷市職員の給与の支給に関する規則別表第1行政職給料表適用者区分欄に掲げる第1種から第4種までの項に規定する職

(2) 小千谷市職員の給与の支給に関する規則別表第1公安職給料表適用者区分欄に掲げる第1種から第4種までの項に規定する職

(3) 小学校、中学校及び特別支援学校の校長及び教頭の職

(任命権者への再就職の届出を要しない場合)

第 2 2 条 条例第 3 条の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

(1) 任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ地方公務員又は国家公務員（以下この号において「地方公務員等」という。）となるため退職し、引き続き地方公務員等となった場合

(2) 法第 2 8 条の 4 第 1 項又は第 2 8 条の 5 第 1 項の規定により職員として採用された場合

(3) 営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合であって、当該地位に就いた日から起算して 1 年間につき、所得税法（昭和 4 0 年法律第 3 3 号）第 2 8 条第 3 項第 1 号括弧書に規定する給与所得控除額に相当する金額と同法第 8 6 条第 2 項に規定する基礎控除の額に相当する金額の合計額以下の報酬を得る場合

(任命権者への再就職の届出)

第 2 3 条 条例第 3 条の規定による届出をしようとする者は、再就職届出書(様式第 2 号)により、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に届出をしなければならない。

2 条例第 3 条の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 氏名

(2) 生年月日

(3) 離職時の職

(4) 離職日

(5) 再就職日

(6) 再就職先の名称

(7) 再就職先の業務内容

(8) 再就職先における地位

附 則

この規則は、平成 2 8 年 4 月 1 日から施行する。

様式第1号（第12条関係）

再就職者による依頼等の承認申請書

年 月 日

任命権者 様

小千谷市職員の退職管理に関する条例（平成28年小千谷市条例第3号）第3条の規定に基づき、下記のとおり承認を申請します。

この申請書の記載事項は、事実と相違ありません。

1 申請者

(ふりがな) ()		生年月日 (年齢)	
氏 名	Ⓜ	年 月 日生 (歳)	
勤務先 (営利企業等) の名称		勤務先における地位 (役職等)	
連絡先 TEL (- -)		FAX (- -)	
勤務先 (営利企業等) の業務内容			

2 離職時及び離職前の状況

離職日	年 月 日	離職時の職 (所属・職名)		
離職前5年間(※)の在職状況等	所属・職名	在職期間		職務内容
	自	年 月 日		
	至	年 月 日		
	自	年 月 日		
	至	年 月 日		
	自	年 月 日		
	至	年 月 日		

※申請者が地方公務員法第38条の2第4項又は第8項に規定する職に就いていた場合にあっては、当該職に就いていた期間まで遡って記載すること。

3 要求又は依頼する事項と勤務先（営利企業等）との契約等の関係

在職していた執行機関の組織等において自らが締結を決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人との契約に関する要求又は依頼	
<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない
在職していた執行機関の組織等において自らが決定した勤務先（営利企業等）又はその子法人に対する処分に関する要求又は依頼	
<input type="checkbox"/> 該当する	<input type="checkbox"/> 該当しない

4 要求又は依頼の対象となる職員

氏名（ふりがな）	（ ）
職（所属・職名）	
職務内容	

5 要求又は依頼の対象となる契約等事務の内容

<input type="checkbox"/> 電気、ガス又は水道水の供給の給付等を受ける契約に関する職務に関するもの
<input type="checkbox"/> その他職員の裁量の余地が少ない職務に関するもの
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;">職務の内容及び職務に係る職員の裁量の程度</div>
<input type="checkbox"/> 上記の2項目のいずれにも該当しない

6 要求又は依頼の具体的な内容

--

7 その他参考事項

--

任命権者記入欄	
受理番号	
処理結果区分 <input type="checkbox"/> 承認 <input type="checkbox"/> 不承認 <input type="checkbox"/> 却下（承認を必要としない）	
承認又は不承認の理由	
承認番号	処理年月日 年 月 日

様式第2号（第23条関係）

再就職届出書

年 月 日

任命権者 様

小千谷市職員の退職管理に関する条例（平成28年小千谷市条例第3号）第3条の規定に基づき、下記のとおり届出をします。

記

(ふりがな) () 氏 名 ㊟	生年月日 (年齢) 年 月 日生 (歳)
離職時の職 (所属・職名)	
離 職 日 年 月 日	
再就職日 年 月 日	
再就職先の名称	
再就職先の業務内容	
再就職先における地位 (役職等)	

退職者・現職職員のための「小千谷市職員の退職管理」

発行 小千谷市

編集 小千谷市 総務課職員係

〒947-8501 新潟県小千谷市城内 2 丁目 7 番 5 号

TEL (0258) 83-3506 FAX (0258) 83-2789

URL <http://www.city.ojiya.niigata.jp/>